

平成25年度食料・農業・農村白書
概要（案）

平成26年4月

農林水産省

- 図表の数値は、原則として四捨五入しており、合計とは一致しない場合があります。
- 本資料に記載した地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではありません。

目次

○ 平成25年度 食料・農業・農村の動向

トピックス

- | | |
|------------------------------------|---|
| 1 「和食」のユネスコ無形文化遺産登録～次世代に伝える日本の食文化～ | 1 |
| 2 農地中間管理機構の創設と経営所得安定対策の見直しなどの4つの改革 | 2 |

第1章 食料の安定供給の確保に向けた取組

1 世界の食料需給の動向と食料安全保障の確立に向けた取組	3
2 我が国の食料自給率の動向	5
3 食料消費の動向と食育の推進	5
4 食品産業の動向	7
5 食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組	7

第2章 強い農業の創造に向けた取組

1 農業の構造改革の推進	9
2 農業生産基盤の整備・保全	11
3 農業の高付加価値化等の推進	12
4 主要農畜産物の生産等の動向	15
5 研究・技術開発の推進	16
6 環境保全を重視した農業生産の推進	16
7 農業を支える農業関連団体等	17

第3章 地域資源を活かした農村の振興・活性化

1 農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮	18
2 再生可能エネルギーの推進	20
3 都市と農村の共生・対流の推進	20
4 都市農業の振興	21

第4章 東日本大震災からの復旧・復興

1 地震・津波による被害と復旧・復興に向けた取組	22
2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響と復旧・復興に向けた取組	23

○ 平成26年度 食料・農業・農村施策（構成）

24

トピックス1 「和食」のユネスコ無形文化遺産登録～次世代に伝える日本の食文化～

(1) 「和食」のユネスコ無形文化遺産登録

- 平成25年12月、国連教育科学文化機関（ユネスコ）は「和食；日本人の伝統的な食文化」をユネスコ無形文化遺産として登録することを決定。
- この「和食」とは、「自然の尊重」という日本人の精神を体現した食に関する「社会的慣習」であり、①新鮮で多様な食材とその持ち味の尊重、②栄養バランスに優れた健康的な食生活、③自然の美しさや季節の移ろいを表現した盛りつけ、④正月行事などの年中行事との関わりという4つの特徴がある。
- 「2015年ミラノ国際博覧会」や「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会」等も見据えて、日本食・食文化の発信を強化していくことが重要。

「和食；日本人の伝統的な食文化」

新鮮で多様な食材とその持ち味の尊重



栄養バランスに優れた健康的な食生活



自然の美しさや季節の移ろいを表現した盛りつけ



正月行事などの年中行事との関わり



©Masashi Kuma,2006

「自然の尊重」という日本人の精神を体現した食に関する「社会的慣習」

資料：農林水産省作成

(2) 各地域における日本食文化の保護・継承

- 我が国の食生活は、米を中心とした食事から肉類・鶏卵、牛乳・乳製品、油脂類を多く取り入れた食生活に大きく変化。
- 食料支出額全体に占める各食料支出額の割合の推移は、調理食品、外食が増加する一方、生鮮食品は減少しており、家庭内で調理する機会は減少傾向。
- このような中、地域における食育の推進、地域食材の利用拡大など、食文化を保護・継承する取組が重要。
- 各地域には、地域の歴史的背景や自然環境と深く関わった様々な食文化が存在。各地域において食文化を保護・継承する取組を展開する動き。

各地域における日本食文化の保護・継承の取組

1 ご当地もちサミットの開催等による地域活性化

岩手県一関市の「一関もち食推進会議」は、古くから同地域に根付く「もち文化」の普及と継承を図るため、日本唯一の「もち本膳」の出前講座や学校給食を通じた理解増進等の活動を展開。

平成25年には、同市で開催された「全国ご当地もちサミット」において「もち文化」の普及を実施。このほか、もちに関するイベントの企画や商品開発等を通じて、地域経済や観光分野等の発展に寄与。



「もち本膳」
(岩手県一関市)

2 地元食材を用いた小皿料理を提供

宮崎県西米良村の「おがわ作小屋村」では、地元で採れた四季折々の食材を用いて、16種類の地元料理を小皿に盛りつけた「おがわ四季御膳」を提供。また、集落の人々が中心となって「作小屋」という伝統的な建物を活かした郷土料理の提供、宿泊・研修施設の運営等を実施。

これらの取組により、この御膳は地元の看板メニューとなるとともに、観光客を誘致する目玉の一つに成長。



「おがわ四季御膳」
(宮崎県西米良村)

トピックス2 農地中間管理機構の創設と経営所得安定対策の見直しなどの4つの改革

(1) 農林水産業・地域の活力創造プランの策定と政策の展開方向

- 農業・農村を取り巻く状況が厳しさを増す中、農業・農村が有する本来の活力を取り戻すことは待ったなしの課題。このため、農林水産省をはじめ政府一体となり具体的な施策を検討。
- 平成25年12月、農林水産省「攻めの農林水産業推進本部」において重点事項を取りまとめるとともに、内閣総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」において農政改革のグランドデザインとなる「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定。
- 今後10年間で農業・農村全体の所得倍増を目指し、4本の柱を軸に政策を再構築。若者たちが希望持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創造。

農林水産業・地域の活力創造プランの概要



資料：農林水産省作成

(2) プランを推進するための新たな農業・農村政策～4つの改革～

- 農業・農村を取り巻く課題には、農業を産業として強くする産業政策と農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図る地域政策を車の両輪として、関係者一体となって取り組む必要。
- プランに基づき、産業政策として、①農地中間管理機構の創設、②経営所得安定対策の見直し、③水田フル活用と米政策の見直しを行うとともに、地域政策として、④日本型直接支払制度を創設。
- これらの4つの改革を進め、創意工夫に富んだ農業経営者が存分にチャレンジできる環境を整備。地域一体となって農業・農村の多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、食料自給率・自給力の維持向上と食料安全保障を確立することを通じて「強い農林水産業」を創造。

4つの改革の概要

農業を強くする産業政策

農地中間管理機構の創設	農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消を加速。
経営所得安定対策の見直し	農業の構造改革にそぐわない面がある米の直接支払交付金の廃止等を実施。
水田フル活用と米政策の見直し	主食用米偏重ではなく、麦、大豆、飼料用米等の需要のある作物の生産を振興。意欲ある農業者が自らの経営判断で作物を選択する状況を実現。

強い農業の創造
と食料自給率・安全保証の確立
は、地域整備・存分にチャレンジできる農業経営者が、一
体となって多面的機能の維持向上によって、意欲工夫に富んだ農業経営者が、



多面的機能の維持・発揮を図る地域政策

日本型直接支払制度の創設	農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援。規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し構造改革を後押し。
--------------	--



資料：農林水産省作成

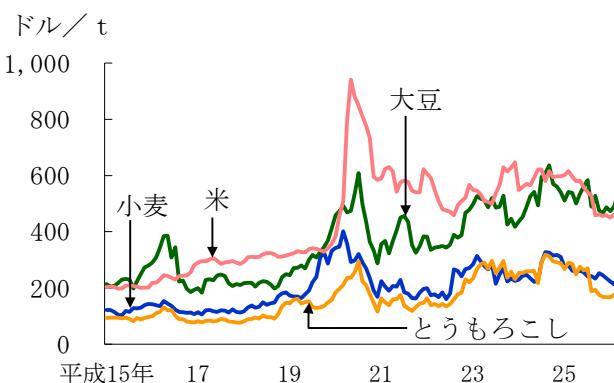
第1章 食料の安定供給の確保に向けた取組

1 世界の食料需給の動向と食料安全保障の確立に向けた取組

(1) 世界の食料需給の動向

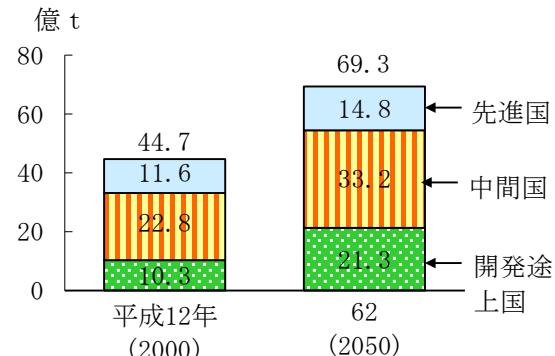
- 穀物等の価格については、平成25年の米国の豊作見込み等を受け、大豆、とうもろこしの国際価格が史上最高を記録した平成24年から低下。
- 世界全体の食料需要は、人口やGDPの増加により平成12年の44.7億tから平成62年の69.3億tまで1.6倍に増加する見通し。
- 世界の穀物生産量は、収穫面積が横ばいで推移する中、技術革新等の単収向上により増加してきたが、今後は単収の伸びは鈍化する見通し。世界人口の増加等により中長期的には食料需給の逼迫が懸念。

穀物等の国際価格の推移



資料：シカゴ商品取引所、タイ国家貿易取引委員会資料を基に農林水産省で作成

世界全体の食料需要の見通し

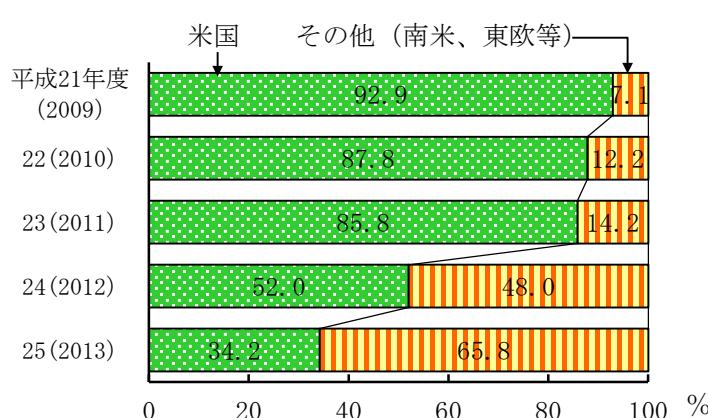


資料：農林水産省「2050年における世界の食料需給見通し」
注：平成12（2000）年の世界銀行データ（1人当たり国民総所得（GNI））により、先進国（9,266ドル以上）、中間国（756～9,265ドル）、開発途上国（755ドル以下）に区分した。

(2) 食料安全保障の確立に向けた取組

- 平成24年度の米国における高温・乾燥等の影響により、飼料穀物（とうもろこし等）の調達先に占める南米等の割合が増加。平成25年度においても調達先の多元化が進行。
- 化学肥料の原料となる尿素、りん鉱石や塩化カリのほぼ全てを輸入に頼っており、その調達先は特定の国に依存。国内の未利用資源等の有効利用、適正施肥に向けた取組を推進。
- 国際食料価格の高騰を受け、途上国への大規模な農業投資が問題となる中、我が国は平成21年のG8サミットで被投資国、小農を含めた現地の人々、投資家の3者が利益を得る投資の促進を提案し、関係国際機関が平成22年に「責任ある農業投資原則(PRAI)」を策定。世界食料安全保障委員会で、より広範な関係者の合意形成に向けた動き。

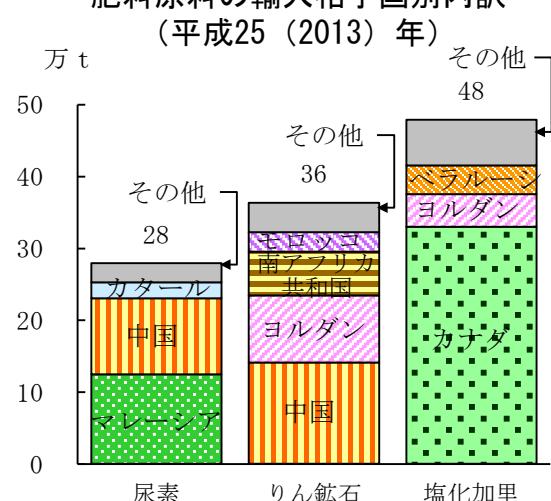
飼料用とうもろこしの調達先割合の推移



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成

注：平成25（2013）年度について、平成26（2014）年2月までの速報値により算出。

肥料原料の輸入相手国別内訳



資料：財務省「貿易統計」

- 食料の輸入途絶等の緊急要因により食料供給に影響が及ぶおそれのある事態に政府として講すべき対策の内容等を示した、「緊急事態食料安全保障指針」を策定。
 - 同指針では、事態の深刻度（レベル）に応じ、国民が最低限度必要とする食料の供給の確保が図られるよう、対策を整理。
 - 平成26年2月には、同指針に基づき、家庭における備蓄食料品リストや備蓄の取り組み方等を示した「緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド」を策定。

緊急時のレベルの類型と対策の概要

レベル0 レベル1以降の事態に発展するおそれがある場合

- ・食料供給の見通しに関する情報収集・分析・提供
 - ・備蓄の活用と輸入先の多角化、代替品の輸入
 - ・規格外品の出荷、廃棄の抑制などの関係者の取組の促進
 - ・食料の価格動向などの調査・監視

レベル1 特定の品目の供給が、平時の供給を2割以上下回ると予測される場合を目安

- ・緊急の増産（国民生活安定緊急措置法）
 - ・生産資材（種子・種苗、肥料、農薬）の確保（国民生活安定緊急措置法）
 - ・買い占めのは正など適正な流通の確保（買い占め等防止法など）
 - ・標準価格の設定などの価格の規制（国民生活安定緊急措置法）

レベル2 1人1日当たり供給熱量が2,000kcalを下回ると予測される場合を目安

- ・熱量効率が高い作物などへの生産の転換（国民生活安定緊急措置法）
 - ・既存農地以外の土地の利用
 - ・食料の割当て・配給及び物価統制（食糧法など）
 - ・石油の供給の確保（石油需給適正化法）

資料：農林水產省「緊急事態食料安全保障指針」

緊急時に備えた主な備蓄食料品等

【水】

飲料水として、1人当たり1日1L、調理等に使用する水を含めると、3L程度。

【米

〈エネルギー及び炭水化物の確保〉

【カセットコンロ】

熱源は、食品を温めたり、簡単な調理に必要

【年譜】

【言語】 〈たんぱく質の確保〉

備蓄の柱！
2kgの米が1袋あると、
水と熱源があれば、約27食分。
(1食=0.5合=75gとした場合)

缶詰は調理不要で、そのまま食べられるものを選ぶと便利。

普段使いの食品を多めに、
これが備蓄！

〈普段使いの食品を「買い置き」しましょう〉
普段使いの食料品等の「買い置き」も有効な備蓄方法の一つです。米など、通常購入している保存性の良い食料品を少し多めに「買い置き」しましょう。

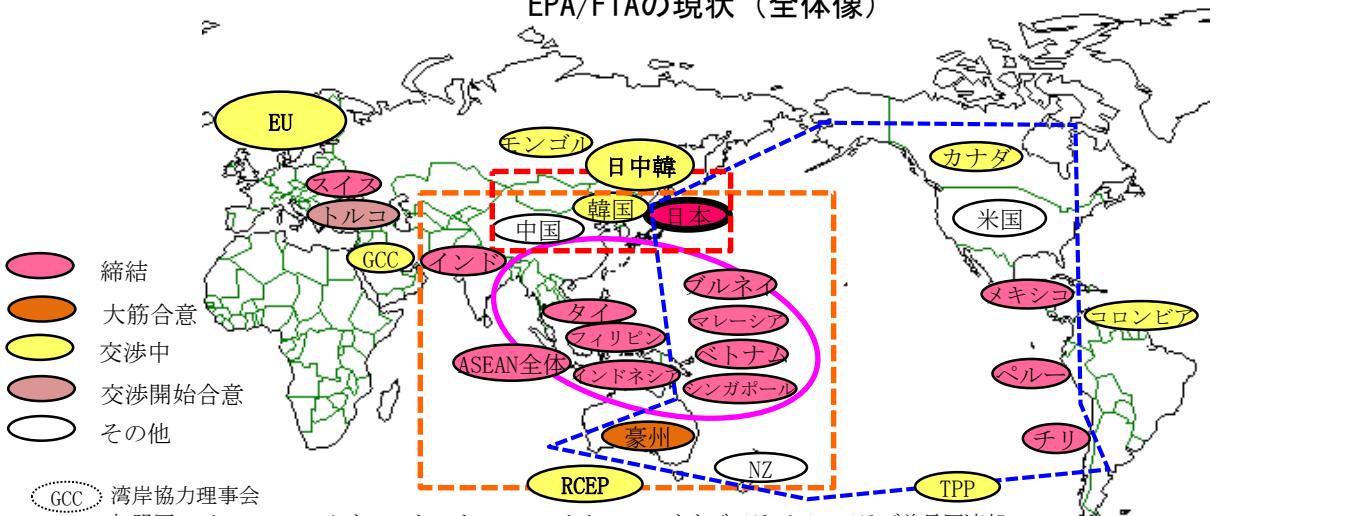
〈消費分の買い足しをしましょう〉
賞味期限を考えながら計画的に消費し、消費した分は新たに購入するようにしましょう。

資料：農林水産省「緊急時に備えた家庭用食料品
備蓄ガイド」

(3) 農産物貿易交渉の状況

- 我が国は13の国・地域とEPAを締結済み（平成26年3月末現在）。モンゴル、カナダ、コロンビア、日中韓、EU及びRCEP（東アジア地域包括的経済連携）等は交渉中。豪州とは平成26年4月の日豪首脳会談でEPA交渉の大筋合意を確認。
 - TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉については、平成25年7月に参加し交渉中。
 - WTOドーハ・ラウンド交渉については、平成25年12月の第9回WTO閣僚会議で、農業分野の一部、貿易円滑化及び開発の3分野について部分合意。

EPA/FTAの現状（全体像）



加盟国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦 ASEANを中心とした東アジア広域経済連携構想。これまでのASEAN+3（日、中、韓）及びASEAN+6（日、中、韓、印、豪、NZ）の検討

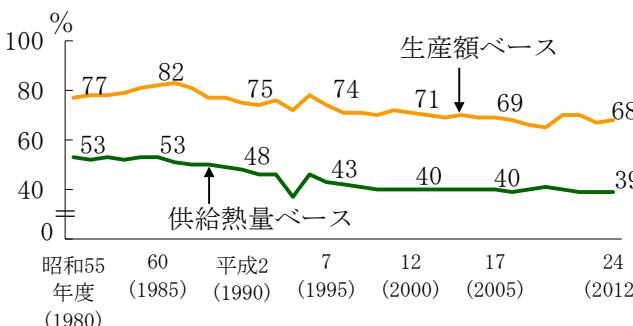
CASEAN が開設する「ブルーサイ」カンパニヤで、インベスティメント ラオス、フレーシニア、ミシシッピ、フィリピン、バングガオール、タイ、ベトナムを踏まえ、既にCASEANと「個々」にEPA/FTAを有するこれらの6か国が「一つ」のEPA/FTAを目指すもの。

ASEAN加盟国は、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの10カ国である。

2 我が国の食料自給率の動向

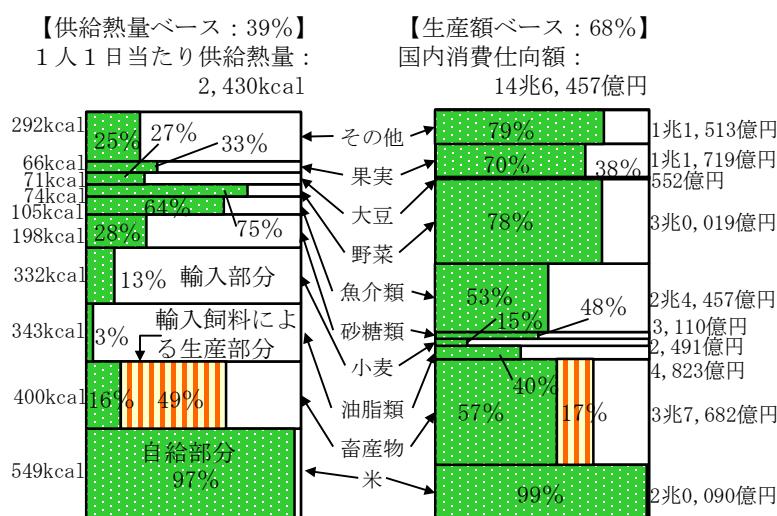
- 供給熱量ベースの食料自給率は、平成12年度以降、40%前後の水準で推移。平成24年度は米の需要量が減少した一方、小麦と大豆の生産量の増加等により、前年度と同率の39%。
- 生産額ベースの食料自給率は、平成12年度以降、70%前後で推移。平成24年度は米と牛肉の生産額の増加等により、前年度に比べて1ポイント上昇し68%。
- 国内農業生産による食料の潜在的な供給能力を示す「食料自給力」の維持向上を図ることも重要。

食料自給率の推移



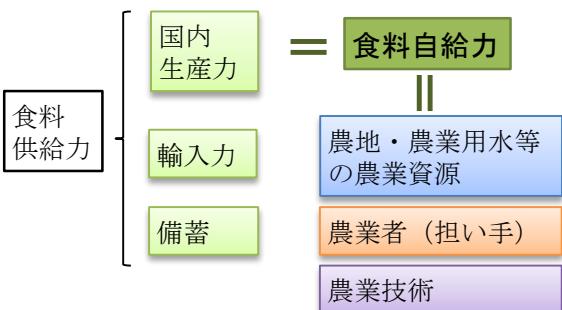
資料：農林水産省「食料需給表」

供給熱量ベースと生産額ベースの総合食料自給率
(平成24年度)



資料：農林水産省作成

食料自給力の考え方



資料：農林水産省作成

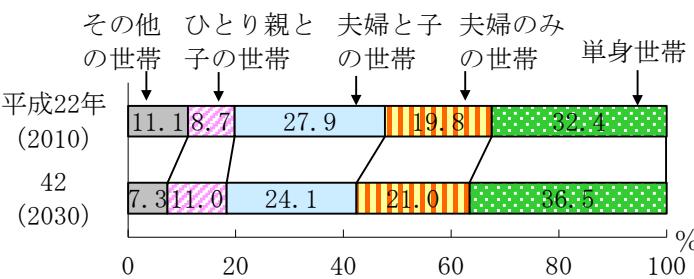
3 食料消費の動向と食育の推進

(1) 食料消費をめぐる動き

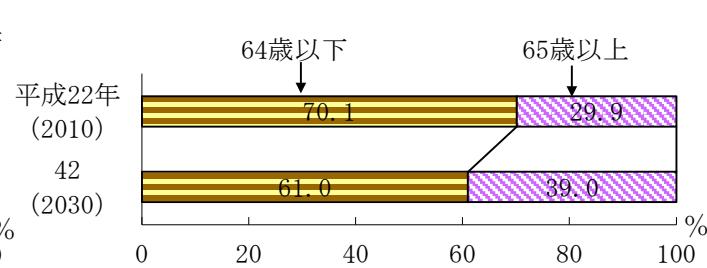
- 今後、単身世帯が大きく増加し、夫婦と子の世帯等は減少する見通し。また、単身世帯においては、世帯主が65歳以上の割合が上昇する見通し。

一般世帯の家族類型別構成割合と単身世帯の年齢階層別構成割合の見通し

(一般世帯の家族類型別構成割合)



(単身世帯の年齢階層別構成割合)

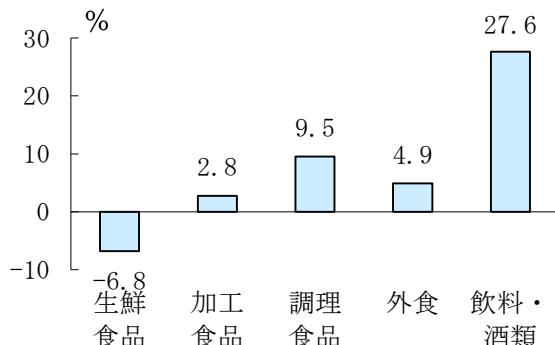


資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」

- 高齢・単身世帯における食料消費支出は、生鮮食品が減少する一方、調理食品や飲料・酒類が増加。
- 調理食品では、天ぷら・フライ等、飲料では、コーヒー飲料等の食料消費支出が増加しており、簡便な食事が選択される傾向。

**65歳以上の単身世帯における
食料消費支出の実質増減率
(平成15年と平成25年の比較)**



資料：総務省「家計調査」（全国・単身世帯・用途分類）、「消費者物価指数」を基に農林水産省で作成

**65歳以上の単身世帯における食料消費支出の実質額が増えた上位3品目
(平成15年と平成25年の比較)**

		(単位：円/年)
		増加額
調理食品	天ぷら・フライ	937
	サラダ	792
	調理パン	704
飲料	コーヒー飲料	1,029
	果実・野菜ジュース	886
	茶飲料	703

資料：総務省「家計調査」（全国・単身世帯・品目分類）、「消費者物価指数」を基に農林水産省で作成

注：收支項目上単独で分類できないその他項目を除いた上位3品目である。

(2) 食育の推進

- 食育は、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践し得る人間を育てる重要な取組。
- 食育基本法に基づく「第2次食育推進基本計画」（平成23年策定）は、平成27年度に向けた食育に関する目標値を設定。平成25年12月、目標値に「学校給食における国産の食材を使用する割合（食材ベース）を平成27年度までに80%以上（平成24年度77%）」を追加。
- 「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）において、農林漁業体験を経験した国民の割合を平成24年現在の31%から平成30年までに35%とする目標を設定。

農業体験や地産地消の取組

1 農業高校による食育の実践

～幼・小・中・高連携の地域一体型プロジェクト～

北海道中標津町の計根別地区は、人口1000人ながら幼稚園から高校まで揃った地域。北海道中標津農業高等学校は、学校農場での「食育学校」に、幼稚園、小学校、中学校の地元の子供たちを迎える、野菜の栽培実習や酪農体験を行うなど、地域一体型の食農一貫教育を実践。「食育学校」では農業高校の生徒たちが「先生」となり、生徒の学習効果も向上。



学校農場で農業体験をする児童

2 NPO法人による地産地消推進と地域文化の保護

静岡県掛川市のNPO法人「とうもんの会」は、地場産品を活用した料理や伝統的な行事食の継承に取り組むとともに、農業体験や地場産品の直売所を通じ、農業や農村の魅力を伝える広報を展開。

当地域では、伝統ある地場産「さしそせそ」（砂糖・塩・酢・しょうゆ・みそ）が製造されており、これらを使った食文化の定着の取組を推進。

拠点となる田園空間博物館「南遠州とうもんの里総合案内所」は年間約9万人が利用し、農産物の地産地消や地域文化の情報を発信。

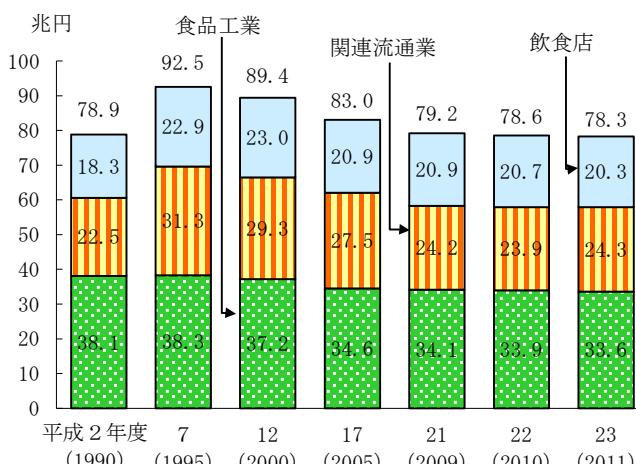


地場産品でお団子づくり体験(石臼でお米を挽く児童)

4 食品産業の動向

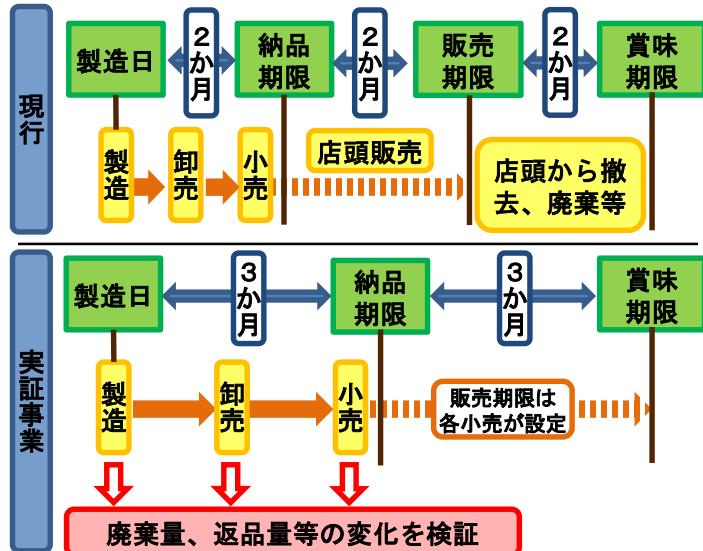
- 食品産業の国内生産額は、少子高齢化等を背景に1990年代後半から減少傾向で推移。
- このような中、食品産業が持続して発展していくためには、介護食品等の新たな国内需要や拡大が見込まれる世界の食市場を取り込んでいくことが重要。
- 食品ロス削減については、平成25年8月から半年程度、特定の地域で飲料・菓子の一部品目の店舗への納品期限を現行より緩和(賞味期間の3分の1から2分の1以上)する実証事業を実施した結果、食品ロス削減に相当の効果を確認(飲料と賞味期間180日以上の菓子で約4万t(約87億円相当))。

食品産業の国内生産額の推移



資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

納品期限の見直しに関する実証事業の概要



資料：農林水産省作成

注：賞味期間を6か月と想定した場合。

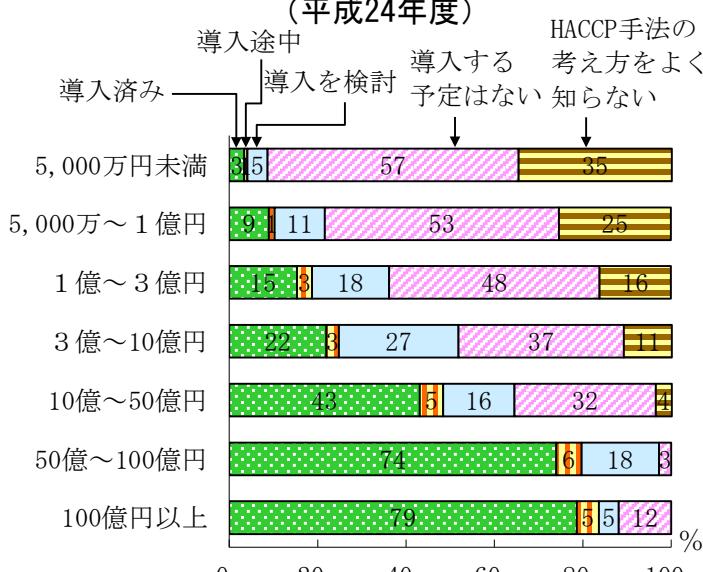
5 食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組

(1) 食品の安全性の向上に向けた取組

- 食品の安全性の向上のためには、生産から消費にわたって科学的根拠に基づいたリスク管理が重要。
- 生産段階においては、農業生産工程管理(GAP)の取組を推進。GAPの導入産地数は着実に増加。
- 食品の製造段階においては、HACCP(危害分析・重要管理点)の導入を推進。中小事業者のHACCP導入率が低い状況のため、中小事業者が着実に食品の安全性の向上に取り組むことができるよう、平成25年6月にHACCP支援法を改正。

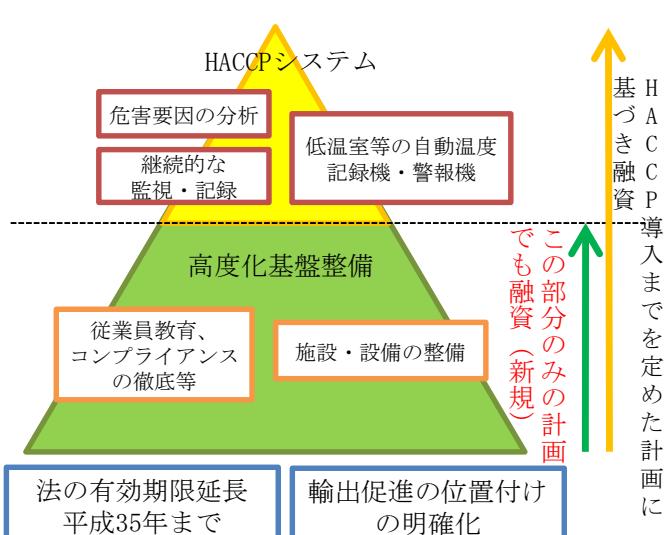
食品販売金額規模別HACCPの導入状況

(平成24年度)



資料：農林水産省「食品製造業におけるHACCP手法導入状況実態調査」

改正HACCP支援法の内容

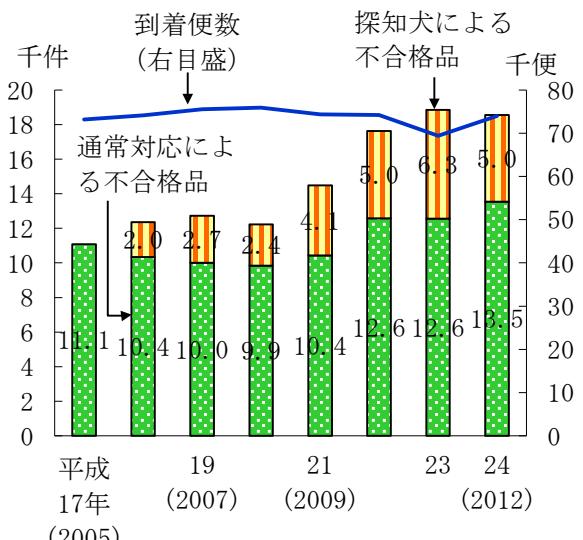


資料：農林水産省作成

(2) 動植物防疫の取組

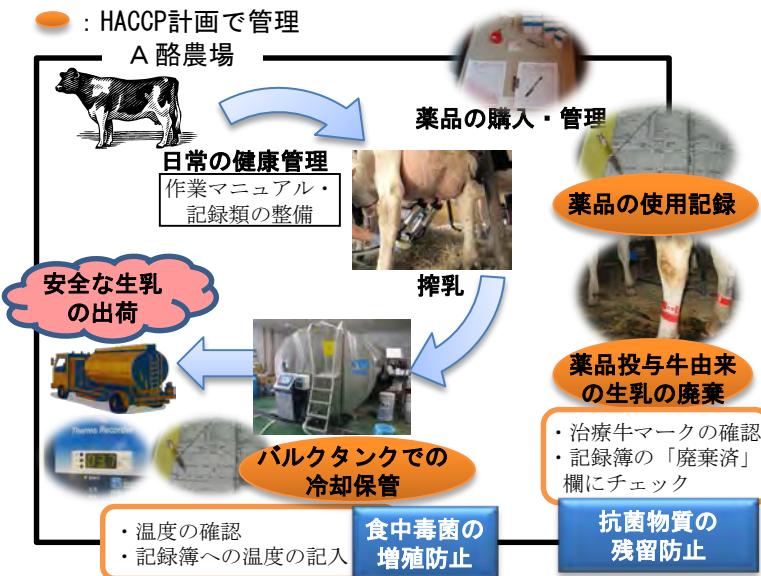
- 海外からの家畜の伝染性疾病の侵入を水際で防止するため、入国者に対する靴底消毒、検疫探知犬等を活用した携帯品検査、海外や国内における家畜との接触の有無に関する質問等を実施。
- 農場段階における衛生管理の充実・強化を図るため、畜産農場にHACCPの考え方を取り入れ、生産農場段階での危害要因をコントロールする、より高度な衛生管理手法(農場HACCP)を推進。
- 植物の病害虫に対しても、海外からの病害虫の侵入を防ぐ取組、国内のまん延を防止する取組等を実施。

成田空港における検疫探知犬の導入効果



資料：農林水産省調べ

農場HACCPの取組イメージ（酪農）



資料：農林水産省作成

(3) 消費者の信頼確保に向けた取組

- 平成25年6月、食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保を目的として、食品表示に関する3法（食品衛生法、JAS法、健康増進法）の表示に関する規定の統合等を内容とした「食品表示法」が公布（公布後2年内に施行）。
- 平成25年10月以降、ホテルや百貨店等において、メニュー表示と異なった食材の使用等が表面化。消費者の信頼を回復するため、食品表示等問題関係府省庁等会議において「食品表示等の適正化について」を決定。

現行の食品表示の例

名 称	スナック菓子		
原材料名	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油脂、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム		
内 容 量	81g	賞味期限	この面の右側に記載
保 存 方 法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください		
販 売 者	株式会社〇〇〇〇 ●●県××市△△	39	製造所固 有記号
主要栄養成分	1袋(81g)当たり	(当社分析値)	
エネルギー	483 kcal	炭水化物	37.6 g
たんぱく質	3.8 g	ナトリウム	330 mg
脂 質	35.3 g	食塩相当	0.8 g

- JAS法
- 食品衛生法
- JAS法・
— 食品衛生法
- 健康増進法

「食品表示等の適正化について」の概要

1. 個別事案に対する厳正な措置
 - ◎景品表示法に基づく立入検査、指示、措置命令（行政処分）
2. 関係業界における表示適正化とルール遵守の徹底
3. 景品表示法の改正等
 - 事業者の表示管理体制の強化
 - 行政の監視指導体制の強化
 - 違反事案に対する課徴金等の新たな措置の検討

「日本の食」に対する国内外の消費者の信頼を回復

資料：消費者庁作成

資料：農林水産省作成

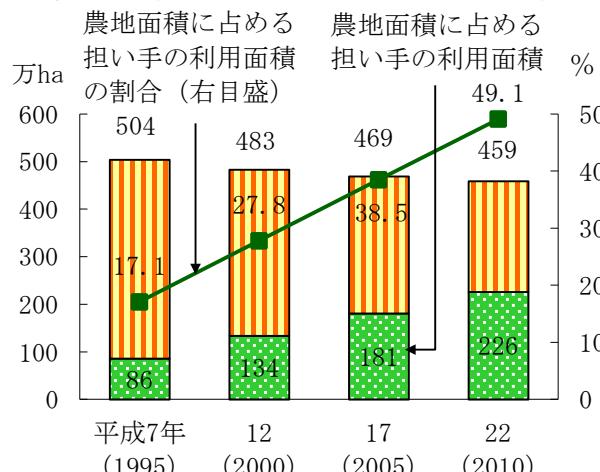
第2章 強い農業の創造に向けた取組

1 農業の構造改革の推進

(1) 農地の集積・集約化に向けた農地中間管理機構の整備

- 農地流動化の着実な進展に伴い、農地面積に占める「担い手の利用面積」の割合は上昇しており、平成22年では農地面積全体の49%。
- 耕作放棄面積は、高齢農業者のリタイア等に伴い、増加傾向にあり、平成22年では滋賀県とほぼ同じ面積の39万6千ha。特に土地持ち非農家が所有する耕作放棄面積が増加しており、平成22年では耕作放棄面積全体の46%。

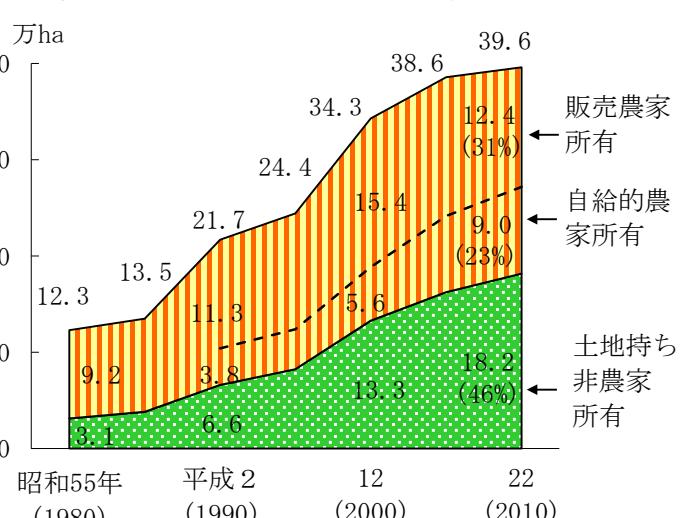
農地面積に占める担い手の利用面積



資料：農林水産省調べ

注：「担い手の利用面積」とは、認定農業者（特定農業法人を含む）、市町村基本構想の水準到達者、特定農業団体（平成15（2003）年度から）、集落内の営農を一括管理・運営する集落営農（平成17（2005）年度から）が所有権、利用権、作業委託により経営する面積。

農家等区分別耕作放棄面積の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：昭和60（1985）年以前は、販売農家、自給的農家の区分がない。

- 信頼できる農地の中間的受け皿として、都道府県ごとに農地中間管理機構を整備し、担い手への農地利用の集積・集約化を推進。
- 農地中間管理機構の仕組みは、①農地を借り受け、②必要な場合には大区画化等の条件整備も行った上で、③担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸するものであり、地域の農地利用の最適化を図ることがねらい。

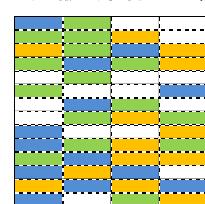
農地中間管理機構の仕組み

農地集積のイメージ

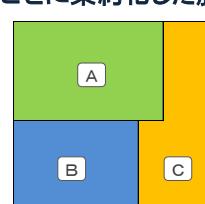
農地中間管理機構（都道府県に1つ）（農地集積バンク）

- 出し手** → 借受け
- ① 地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等について、農地中間管理機構が借り受け
 - ② 農地中間管理機構は、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手（法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業）がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸付け
 - ③ 農地中間管理機構は、当該農地について農地としての管理
 - ④ 農地中間管理機構は、その業務の一部を市町村等に委託し、農地中間管理機構を中心とする関係者の総力で農地集積・耕作放棄地解消を推進

地域内の分散・錯綜した農地利用



担い手ごとに集約化した農地利用



農地の集積・集約化でコスト削減

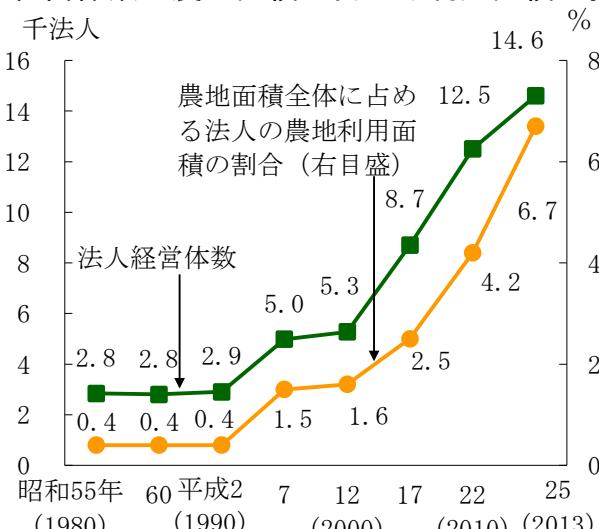
資料：農林水産省作成

資料：農林水産省作成

(2) 担い手の動向

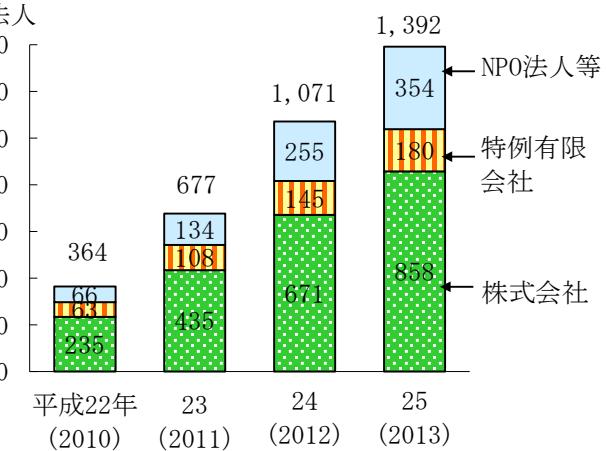
- 法人経営体数は増加傾向にあり、農地面積全体に占める割合も上昇。
- 平成21年の農地法改正後の4年間で新たに1,392法人が農業に参入。これは農地法改正前(約7年間で436法人)と比べると約3倍のペース。

法人経営体数と農地面積に占める利用面積の推移



リース方式による参入法人数の推移

(平成21年農地法改正後の増加数)



資料:農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「耕地及び作付面積統計」を基に作成

- 注:1) 法人経営体は、農家以外の農業事業体のうち販売目的のもので、平成2(1990)年までは会社のみであり、平成7(1995)年からは農事組合法人、農協、特例民法法人等を含む。
2) 平成25(2013)年は牧草地経営体を含む。

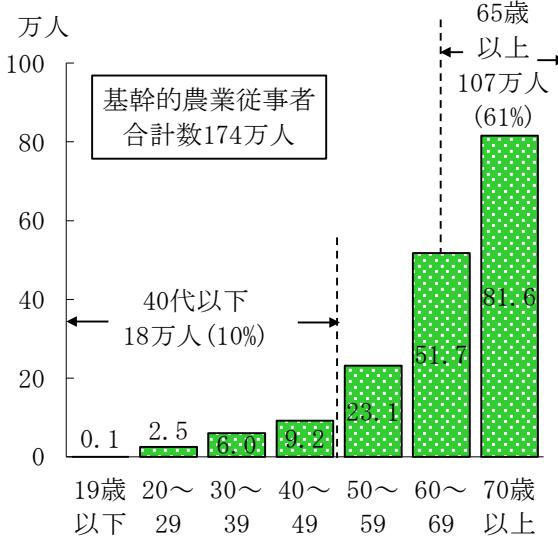
資料:農林水産省調べ

注:各年12月末現在の数値。

○ 基幹的農業従事者の高齢化が進行しており、平成25年では65歳以上層が61%、40代以下が10%という著しくアンバランスな状況。

○ 平成24年の新規就農者数は、5万6千人(対前年比3%減)。就農形態別にみると青年就農給付金等の新規就農施策の効果もあり、新規参入者が3千人(対前年比43%増)。年齢別にみると39歳以下が1万5千人(対前年比6%増)。

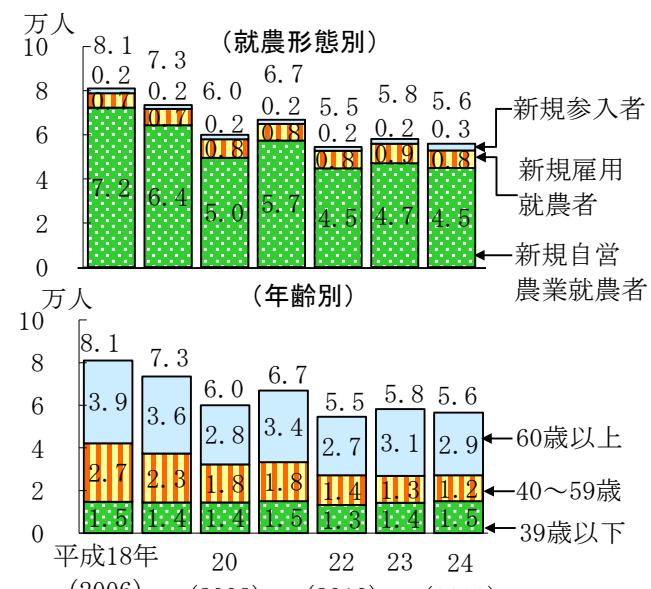
年齢階層別基幹的農業従事者数 (平成25年)



資料:農林水産省「農業構造動態調査」(組替集計)

注:「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口(自営農業に主として従事した世帯員)のうち、ふだんの仕事として主に農業に従事している者。

新規就農者数の推移



資料:農林水産省「新規就農者調査」

注:平成22(2010)年の新規参入者数、平成23(2011)年、平成24(2012)年の調査結果は、東日本大震災の影響で調査不能となった地域を除いて集計。

- 平成25年において女性農業者は、基幹的農業従事者の42%を占め、地域農業の活性化や農産物の加工・販売を通じた6次産業化の推進において重要な役割。高い目標や志を持って農業に携わる、行動的で発信力の強い女性農業者が全国各地で活躍。
- 平成25年10月、女性農業者と企業が協同で新たな商品やサービスの開発を行う「農業女子プロジェクト」が始動。平成25年度末現在、全国の女性農業者93人と10社の企業が参加。

積極的な経営展開を図る女性農業者の取組

石川県七尾市のNOTO高農園の高博子さんは、平成12年に能登島で、夫婦揃って就農し、現在、約300種の伝統野菜、西洋野菜、ハーブ等を栽培。

七尾市が主催する「のと・七尾女性起業塾」の第1期生として学び、同農園の販売部門を担う能登大地（株）やエディブルフラワー（食べられる花）の栽培・加工販売を行う「りらく」を設立するなど6次産業化にも意欲的。

今後は、世界農業遺産（GIAHS）に登録された能登の食材PRと能登島で新たに農業に挑戦する若者の育成を目指す。



高博子氏

女性農業者の持つ知恵を社会に発信する 「農業女子プロジェクト」

女性農業者の持つ知恵を様々な企業と結び付け、新たな商品やサービス・情報を社会に広く発信することによって、女性農業者の存在感を高め、併せて農業を職業として選択する女性の増加を図る「農業女子プロジェクト」が平成25年10月に始動。

同プロジェクトでは、女性農業者と企業が協同で新たな商品（ファストフードメニュー、軽トラック、旅行ツアー、農作業用ウェア等）開発を行う「個別プロジェクト」を実施中。



農業女子PJ
ロゴマーク



日本サブウェイ（株）と連携したメニュー開発プロジェクトの様子



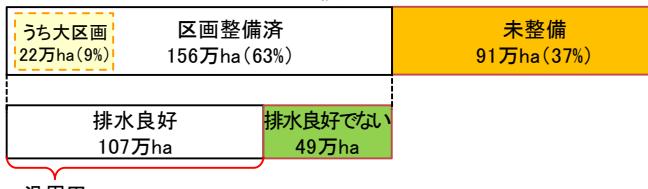
（株）モンベルと連携した農作業用ウェア開発プロジェクトの様子

2 農業生産基盤の整備・保全

- 全国の水田247万haのうち、30a程度以上の区画に整備された水田は6割、1ha程度以上の大区画に整備された水田は1割。これら整備済水田のうち、3分の1は排水が良好でない状況。担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を図るために、農地中間管理機構とも連携しつつ、水田の大区画化・汎用化等を推進していくことが重要。
- 全国的に農業水利施設の老朽化が進行。既に標準耐用年数を超過した基幹的水利施設は全体の2割。国土強靭化を図るため、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策や集中豪雨対策を推進していくことが重要。

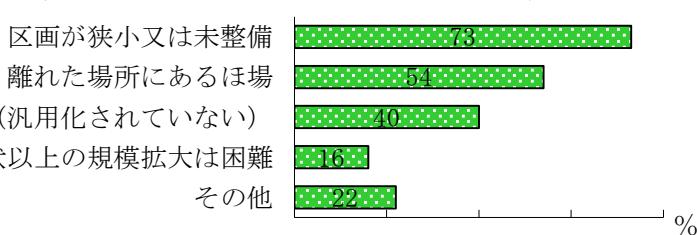
水田の整備状況（平成24年）

水田面積 247万ha



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」

担い手農家が耕作の依頼を断った理由（複数回答）

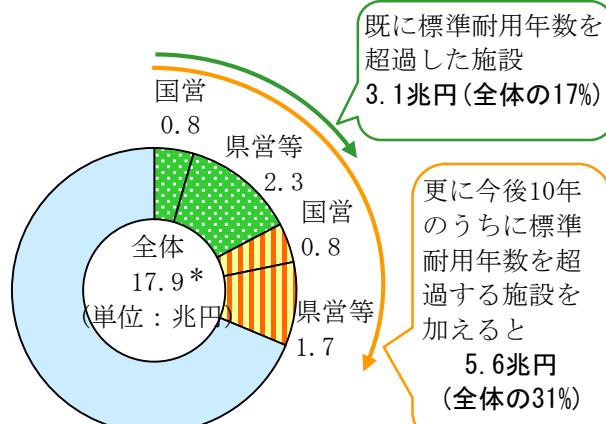


資料：農林水産省調べ

注：農地所有者からの依頼を断ったことがある担い手農家

206経営体の聞き取り結果（平成22（2010）年11月）。

基幹的水利施設の老朽化状況（平成21年）



資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」

注：*基幹的水利施設（受益面積100ha以上の農業水利施設）の資産価値（再建設費ベース）。

3 農業の高付加価値化等の推進

(1) 6次産業化の推進

- 農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）の本格展開等により、農林漁業者と多様な事業者との連携の下、6次産業化を推進。（平成26年3月末現在41のサブファンドと8つの6次産業化事業体へ出資決定）
- 超高齢社会の到来や健康志向の高まり等による新たな国内ニーズに対応するため、機能性を有する農林水産物・食品や介護食品等の開発や薬用作物の産地形成等といった医療・福祉分野との連携に取り組んで行くことが重要。

A-FIVEの本格展開

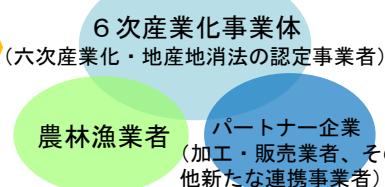
全国でサブファンドを設立

平成26年3月末現在、
41のサブファンドへの
出資を決定

サブファンド総額666.02億円
(うちA-FIVE分333.01億円)

資料：農林水産省作成

6次産業化事業体の組成



ファンダの支援を活用した取組

植木・盆栽の輸出

千葉県富里市のジャパンホートビジネス（株）は、A-FIVE及びサブファンドの支援を受け設立。千葉県を中心に全国の生産者から植木・盆栽を集め、海外へ輸出。



輸出を待つ
ゴヨウマツ

医療・福祉分野と連携した取組

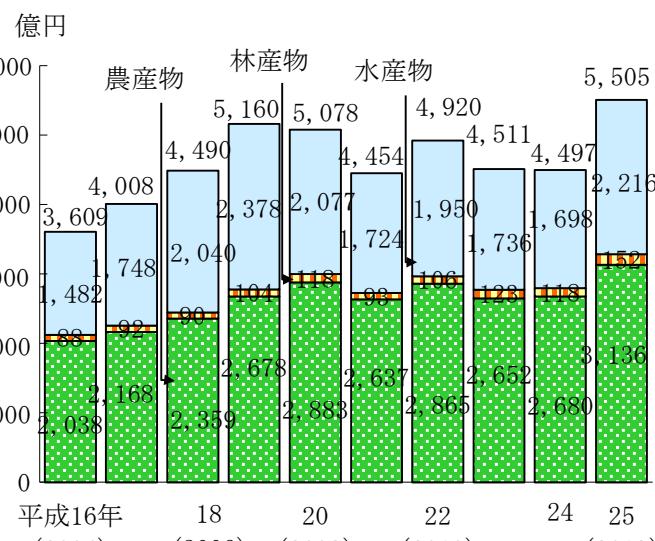
薬用作物の栽培を通じた産地形成

高知県越知町の（農）ヒューマンライフ土佐は、（株）ツムラと契約し、薬用作物の生産から加工、出荷までを一貫して管理。これにより、生産現場での高度な加工・調製が可能となることで薬用作物の付加価値が向上し、生産者の収入の安定を実現。

(2) 農林水産物・食品の輸出拡大の取組

- 平成25年の農林水産物・食品の輸出額は5,505億円（対前年比22%増）となり、昭和30年に輸出額の統計を取り始めての最高額。
- 平成25年8月、日本の農林水産物・食品の輸出拡大に向け、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を公表。同戦略を着実に実行するため、日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と農林水産物・食品の輸出促進を一体的に展開。

農林水産物・食品の輸出額の推移



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成

FBI戦略による輸出拡大

- 世界の料理界で日本食材の活用推進(Made FROM Japan)
- 日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)
- 日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)

国別・品目別輸出戦略



約4,500億円

水産物 1,700億円
加工食品 1,300億円
コメ・コメ加工品 130億円
林産物 120億円
花き 80億円
青果物 80億円
牛肉 50億円
茶 50億円

1兆円

農林水産物・食品の輸出額を
2020年までに1兆円規模へ拡大

水産物 3,500億円

加工食品 5,000億円

コメ・コメ加工品 600億円

林産物 250億円

花き 150億円

青果物 250億円

牛肉 250億円

茶 150億円

【2012年】 資料：農林水産省作成

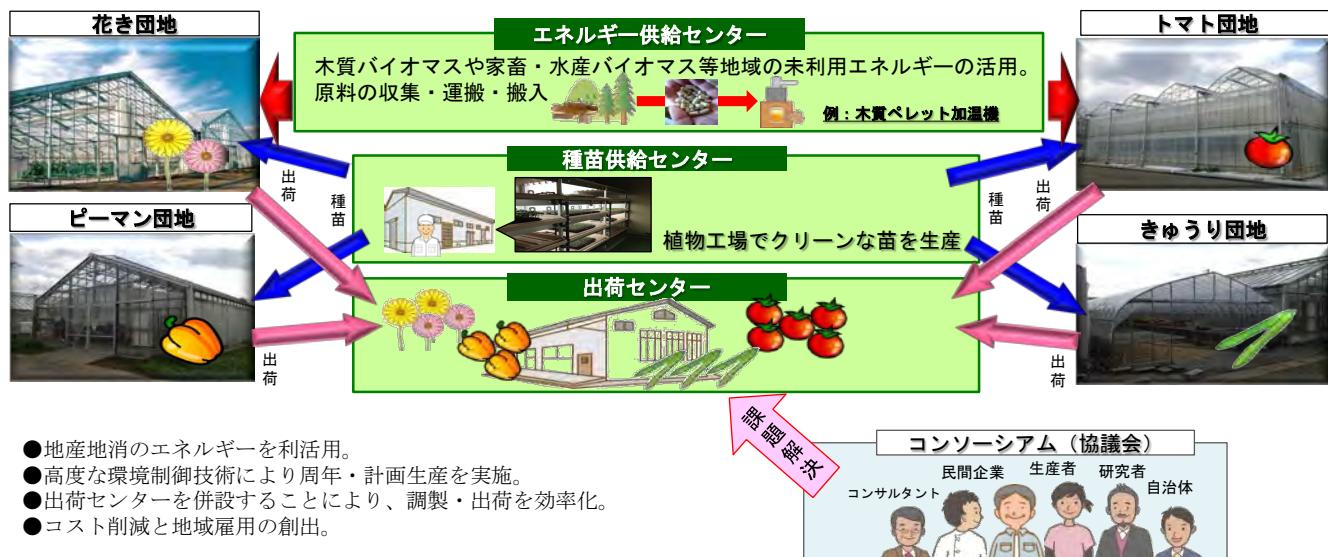
【2020年】

(3) 生産・流通システムの高度化

- 我が国の施設園芸を次世代に向かって発展させるため、施設の大規模化によるコスト削減や、ICTを活用した高度な環境制御による周年・計画生産体制を構築するとともに、木質バイオマス等の地域資源エネルギーの活用により化石燃料依存から脱却する次世代型の施設園芸を推進。
- 国内農業の競争力強化のためには、これまでの農業界における取組の枠にとらわれず、他産業の知識やノウハウも活用した新しい発想が必要。農業生産・流通・経営管理等の各方面で農業界と経済界との連携を推進。

次世代施設園芸拠点のイメージ

<大規模な施設園芸団地を集結>



- 地産地消のエネルギーを利活用。
- 高度な環境制御技術により周年・計画生産を実施。
- 出荷センターを併設することにより、調製・出荷を効率化。
- コスト削減と地域雇用の創出。

資料：農林水産省作成

(4) 新品種・新技術の開発・保護・普及

- 我が国「強み」である技術力を活かした新品種・新技術の開発・保護・普及を進め、実需者と連携して品質やブランド等「強み」のある農畜産物を日本各地に生み出すことが重要。
- ロボット技術やICTの導入による超省力・高品質生産を実現する新たな農業(スマート農業)に取り組むことが重要。

新品種の開発・保護・普及の取組

多収・良質・良食味の三拍子揃った水稻品種
「あきだわら」の開発

(独)農業・食品産業技術総合研究機構は、食味がコシヒカリに近く、コシヒカリより3割程度収穫量が多い水稻新品種「あきだわら」を開発。コシヒカリに比べて倒伏しにくいことに加え、収穫期がやや遅いため、コシヒカリ普及地域における収穫時期の分散が可能。



倒伏耐性の比較
(左: あきだわら 右: コシヒカリ)

ロボット技術やICTを活用した新たな農業の取組

1 自動収穫ロボットやアシストスーツの開発

農作業の省力・軽労化を実現するために、いちごの収穫作業を自動化する定置型ロボットや、機械化が困難な地域や工程において人力作業を補助するアシストスーツを開発。



いちご収穫ロボット



アシストスーツ

2 ICT導入による高品質みかん栽培

園地に設置した気象センサー等による各種データの蓄積を通じて、「経験や勘」に頼る農業から「データ」に基づく「精密なみかん栽培」に改革。高品質・高糖度みかんの生産を目指し、IT企業と実証実験を実施中。



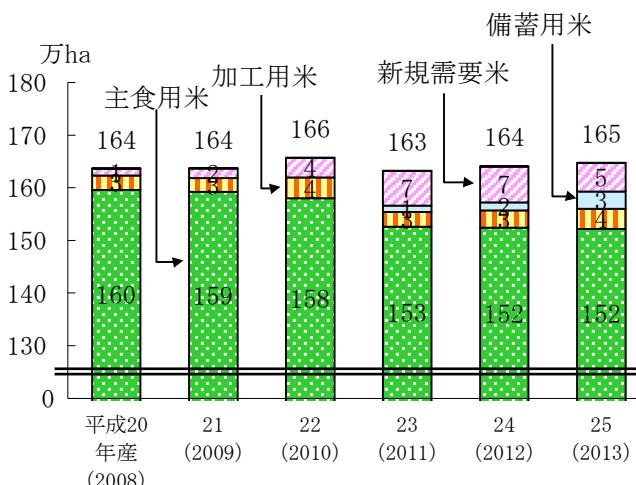
園地に設置したセンサーの様子

4 主要農畜産物の生産等の動向

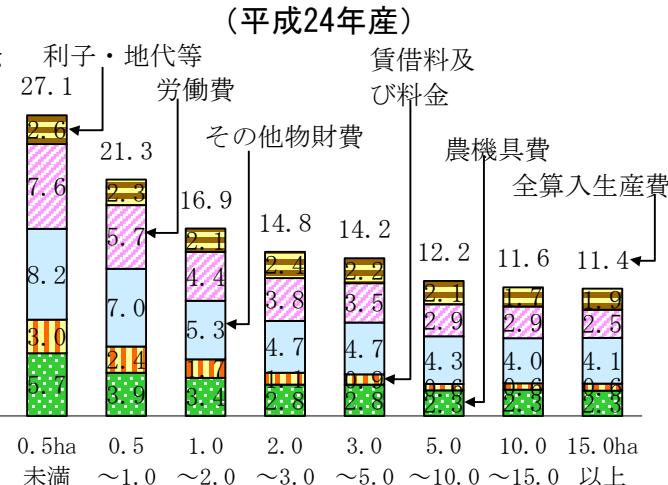
(1) 米

- 平成20年産以降の水稻の作付面積は、主食用米が減少傾向で推移する一方、飼料用米、米粉用米等の新規需要米の作付面積が増加しており、全体では165万ha程度で横ばい。
- 主食用米に占める外食や中食用の割合は、平成24年度においては全体の約3割。
- 米の生産費は規模が大きい階層ほど低下する傾向。15ha以上層の生産費は、平均の生産費(15,957円/60kg)に比べて3割低い11,444円/60kg。

水稻（青刈り含む）の作付面積の推移



作付面積規模別米の生産費（平成24年産）



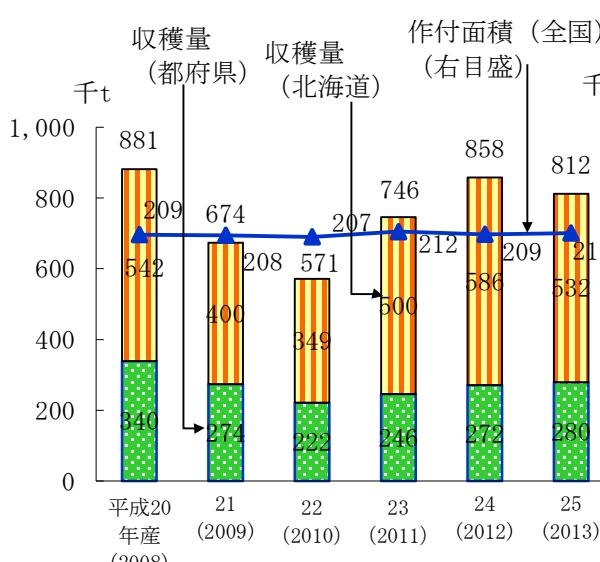
資料：農林水産省「作物統計」、農林水産省調べ

資料：農林水産省「農業経営統計調査 米及び麦類の生産費」

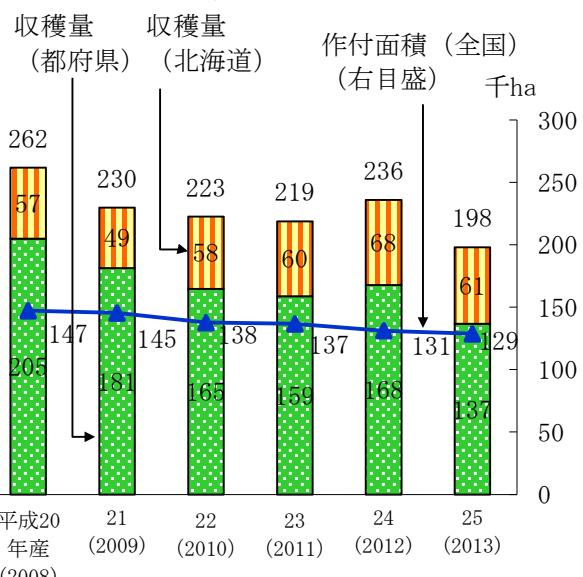
(2) 小麦・大豆

- 平成25年産小麦の作付面積は21万ha。最近10年はほぼ同水準で推移。
- 国産小麦の需要拡大には、さぬきうどん用の「さぬきの夢2009」や伊勢うどんに適した「あやひかり」のように、産地と実需者等が一体となって取り組む地域の食文化やブランド食品と結びついた新品種の開発・普及を各地で推進していくことが重要。
- 大豆の作付面積は平成20年産以降、他作物への作付転換等のため減少傾向で推移。
- 大豆は、豆腐や納豆等の用途ごとに異なった成分や外観等の加工適性が必要。このため、実需者ニーズに対応した品種の利用や大ロット化等による均質な原料の供給を図ることが重要。

小麦の作付面積、収穫量等の推移



大豆の作付面積、収穫量等の推移



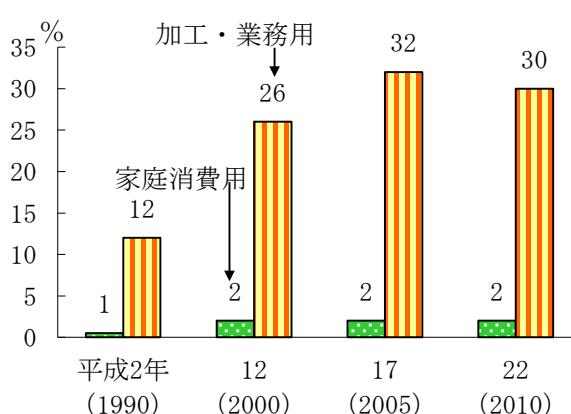
資料：農林水産省「作物統計」

資料：農林水産省「作物統計」

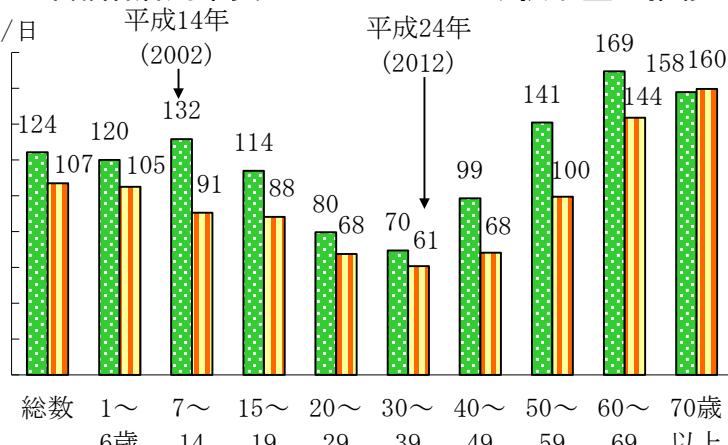
(3) 野菜・果樹

- 輸入野菜は、家庭消費用で2%、加工・業務用で30%を占める。国産野菜需要の維持・拡大に向けて、加工・業務用ニーズに対応した生産の推進が重要。
- 果実の摂取量は70歳以上を除き、すべての年齢層において減少。全年齢の平均では10年間で14%減少。
- 果実の消費拡大を図るため、「おいしさ」、「食べやすさ」等の消費者の多様なニーズに対応した品種の開発・転換が重要。

野菜の用途別輸入割合の推移



年齢階層別果実の一人一日当たり摂取量の推移



資料：農林水産政策研究所調べ（平成24(2012)年）

資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」

(4) 畜産物

- 飼養戸数は10年前と比べて減少する一方、1戸当たりの飼養頭羽数は増加。
- 牛乳・乳製品の消費量は近年堅調に推移する一方、生乳生産量は減少傾向。牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵の消費量は堅調に推移しており、生産量はほぼ横ばいで推移。
- 近年、需要が増加しているチーズについては、チーズ向け生乳の安定的な供給拡大に向けた支援を実施。
- 経営コストに占める飼料費の割合は、牛では4～5割、豚・鶏では6～7割と高く、飼料価格の変動の影響を受けやすい構造。このため、国産飼料の生産・利用の拡大に取り組むとともに、畜種ごとの特性に応じた経営安定対策を推進。

畜種別飼養戸数、飼養頭羽数の推移

(単位：戸、頭、千羽、%)

		乳用牛		肉用牛			豚	プロイラー	採卵鶏
		(北海道)	(都府県)	(子取り用 めす牛)	(肥育用牛)	(乳用種)			
飼養戸数	平成15年 (2003)	9,200	20,600	84,500	14,400	7,740	9,430	2,839	4,530
	25 (2013)	7,130	12,200	53,000	10,000	5,810	5,570	2,420	2,730
	増減率	-22.5	-40.8	-37.3	-30.6	-24.9	-40.9	-14.8	-39.7
飼養頭羽数	15 (2003)	863,500	855,300	642,900	729,800	1,101,000	9,725,000	103,729	137,299
	25 (2013)	806,800	616,600	618,400	789,800	873,400	9,685,000	131,624	133,085
	増減率	-6.6	-27.9	-3.8	8.2	-20.7	-0.4	26.9	-3.1
飼養戸頭当頭数	15 (2003)	93.9	41.5	7.6	50.7	142.2	1,031.3	36.5	31.6
	25 (2013)	113.2	50.5	11.7	79.0	150.3	1,738.8	54.4	50.2
	増減率	20.6	21.7	53.9	55.8	5.7	68.6	49.0	58.9

資料：農林水産省「畜産統計」、「畜產物流通統計」

注：1)採卵鶏は成鶏めす1,000羽以上の飼養者の数値。

2)プロイラーの平成25(2013)年は年間出荷羽数3,000羽以上の飼養者の数値。

5 研究・技術開発の推進

- 実需者のニーズ等を踏まえた重点研究分野を設定し、基礎研究段階から実用化まで継ぎ目なく推進することで、研究の成果が着実に実用化される体制づくりが重要。
- 医学、薬学、理学、工学等の技術を活用した農林水産業の強化のための戦略として、「異分野融合研究の推進について」を策定し、異分野との連携が有効な研究を推進。

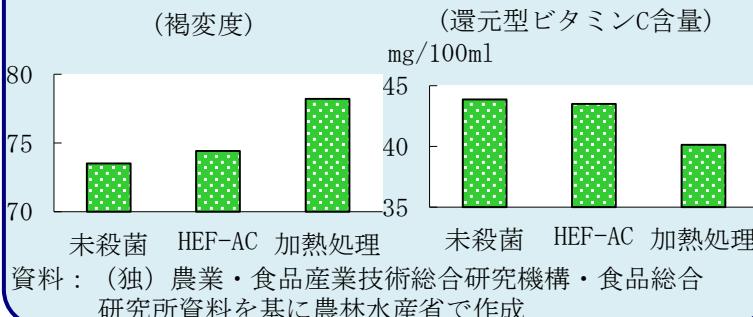
基礎研究等の成果を活用した研究・技術開発の取組

殺菌時の品質劣化を大幅に低減する技術と殺菌装置を開発

果汁等に高い電圧をかけることで殺菌時の品質劣化を大幅に低減する基礎技術（HEF-AC技術）と、同技術を活用した殺菌装置を開発。

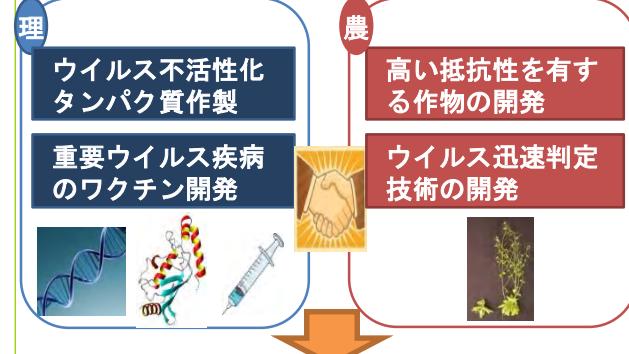
従来の加熱のみによる殺菌方法に比べて、熱による変色を5分の1、ビタミンCの減少を10分の1に抑制することが可能となり、果汁製品の製造過程への導入が決定。

殺菌が果汁製品の品質に与える影響の比較



異分野融合研究の推進のイメージ

ウイルスを不活性化する技術の活用により、これまで対応が困難であった病害等に抵抗性を有する作物及び農畜産物のウイルス迅速判定技術を開発



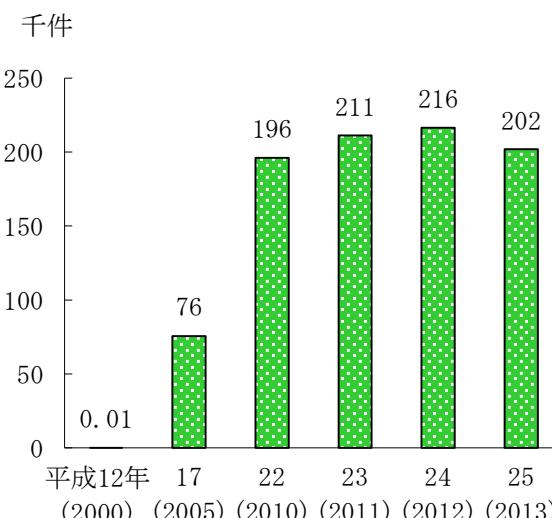
- ・新たな抵抗性作物の開発による新産業の創出
- ・農畜産物のロスをなくし、収量も増加

資料：農林水産省作成

6 環境保全を重視した農業生産の推進

- 環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、農業の健全な発展に寄与することを目的として、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の認定件数は、近年、20万件程度で推移。
- 有機JAS認定耕地面積は、国内の耕地面積が減少する中、増加傾向で推移。

エコファーマー認定件数の推移



有機JAS認定耕地面積の推移

	合計				国内の耕地面積(千ha)
		田	畑	その他	
平成22年 (2010)	9,084	2,998	6,076	10	4,609
23 (2011)	9,401	3,214	6,169	17	4,593
24 (2012)	9,529	3,149	6,365	16	4,561
25 (2013)	9,889	3,098	6,676	115	4,549

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、農林水産省調べ

注：有機JAS認定耕地面積は各年4月1日、国内の耕地面積は前年7月15日現在の値。「その他」はきのこ栽培における採取場等。

7 農業を支える農業関連団体等

- 農業者の取組を支援する主な農業関連団体等には、農業協同組合、農業委員会、農業共済団体、土地改良区があり、これらの団体等は、各種活動を通じて、農業経営の安定・発展、食料の安定供給等に資する活動を実施。
- 農業委員会及び農業協同組合の在り方等については、議論を深化させ、本年6月に向けて、具体的な結論を得る。

主な農業関連団体等の概要

組織名	主な業務内容	組織数
農業協同組合	農業生産力の増進や農業者の経済的・社会的地位の向上を図ることを目的として、農業者をはじめとする組合員により自主的に設立される相互扶助組織であり、農産物の流通や生産資材の供給等を実施。	723組合 (平成24年3月31日現在)
農業委員会	市町村の行政委員会であり、農地の売買・賃借の許可、農地の利用集積、遊休農地の発生防止・解消に関する業務を実施。	1,710委員会 (平成24年10月1日現在)
農業共済団体	地域で共済事業を行う農業共済組合等と都道府県段階で保険事業を行う農業共済組合連合会から構成され、農業災害補償制度の実務を実施。	235農業共済組合等 38農業共済組合連合会 (平成25年6月3日現在)
土地改良区	地域の農業者により組織された団体であり、その地域における農業用排水施設の整備や区画整理等の土地改良事業を実施するほか、土地改良施設の維持・管理等を実施。	4,869地区数 (平成25年3月31日現在)

販売力強化に向けた農協の取組

商品開発と販路拡大を実現

福岡県朝倉市のJA筑前あさくらは、特産品の柿やいちじくの規格外品を、チップやジャム等に加工し商品化。また、生協、外食企業等新たな販売先を開拓するとともに他産地と競合が少ない国内外の市場に焦点を当てた販売を通じて農家の収入を向上。



農産物を使用した加工品

資料：農林水産省「総合農協統計表」、農林水産省調べ

注：農業協同組合の組合数は、「総合農協統計表」における集計組合数。

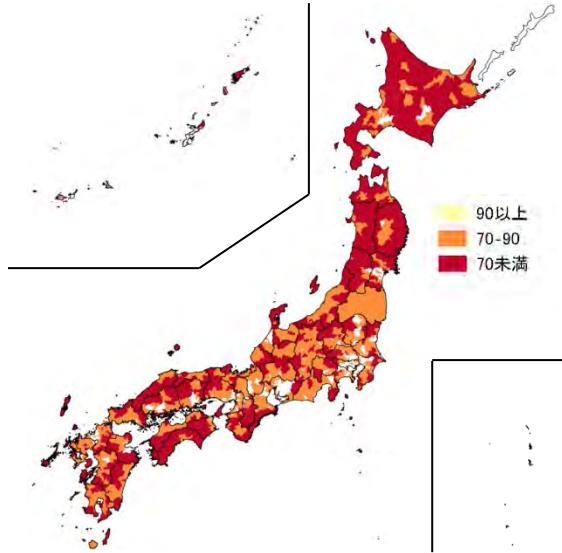
第3章 地域資源を活かした農村の振興・活性化

1 農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮

(1) 農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮

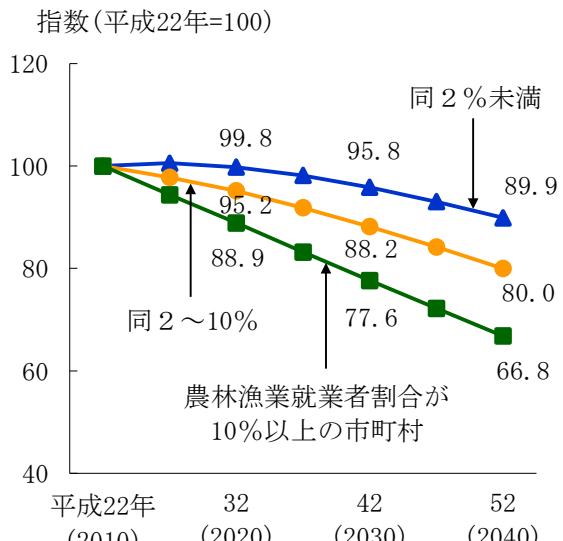
- 将来人口の推計結果（30年後）によると、全ての都道府県において人口が減少し、特に中山間地域等の市町村の人口が大きく減少。また、農林漁業従事者数が多い市町村では人口減少率が大きくなる傾向。
- このように農村地域では将来的に人口減少の加速化が予測され、永きにわたって培われてきた農業生産活動や共同活動は弱体化し、地域資源の荒廃や定住基盤の崩壊が懸念。

平成52年の市区町村別人口指数（平成22年=100）



資料：国立・社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」を基に農林水産省で作成

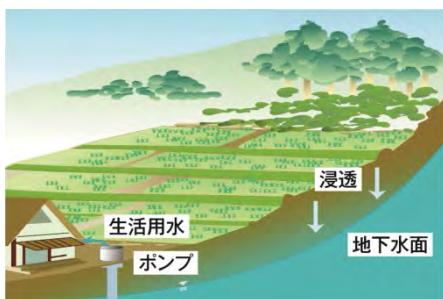
市区町村別人口指数の推移
(農林漁業就業者割合別)



資料：国立・社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」を基に農林水産省で作成

- 農業・農村は、食料の供給のみならず、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等様々な役割を有しており、その効果は国民全体が享受。
- 歴史や伝統ある棚田・疏水・ため池等は、地域で育まれてきた文化を背景に、美しい農村景観を形成しており、将来に残すべき地域資源として保全・継承していくことが重要。

地下水涵養機能



棚田の保全活動の取組

山口県長門市の東後畑地区は、眼下に広がる棚田と日本海が調和した美しい景観を形成。

棚田の維持管理を営農組合が実施、棚田米を無農薬・無化学肥料で栽培。NPO法人で廃校を活用した都市との交流、子供の体験学習等による地域活性化に取り組む。



国連食糧農業機関（FAO）による世界農業遺産（GIAHS）の新規認定



静岡県掛川地域



熊本県阿蘇地域

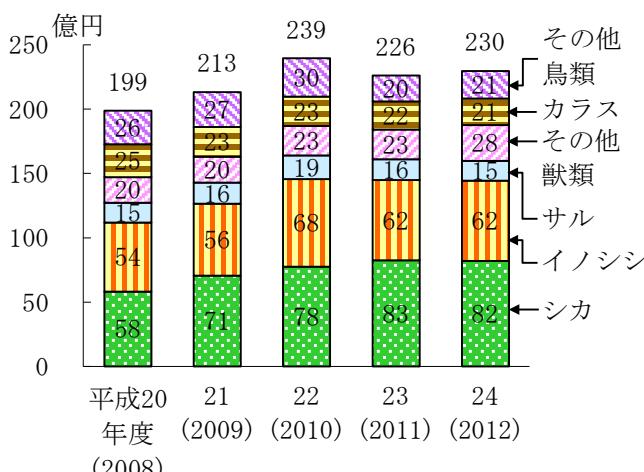


大分県国東半島宇佐地域

(2) 鳥獣被害の現状と対策

- 平成24年度の野生鳥獣による農作物被害額（230億円）は、前年度と比べて4億円増加。シカとイノシシによる被害額は依然として多い状況。
- 鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の作成市町村は1,369まで増加。一方、鳥獣被害対策実施隊の設置市町村は745まで増加したものの、更なる体制強化が重要。
- 被害防止計画に基づき、地域ぐるみで行われる鳥獣の捕獲、侵入防止柵の設置、地域リーダーの育成、獣肉の利活用、新しい捕獲技術の開発等の総合的な取組を推進。
- 関係省庁が連携し、個体数の削減目標を定め、抜本的な鳥獣捕獲対策を集中的に実施。

野生鳥獣による農作物被害額の推移



資料：農林水産省調べ

被害防止計画の作成及び
鳥獣被害対策実施隊の設置状況

	全市町村数	計画作成市町村数*	実施隊設置市町村数
平成20年 4月	1,742 (平成25年 1月 1日現在)	40	0
21年 4月		724	33
22年 3月		933	58
23年 4月		1,128	87
24年 4月		1,195	418
10月		—	521
25年 4月		1,331	674
10月		1,369	745

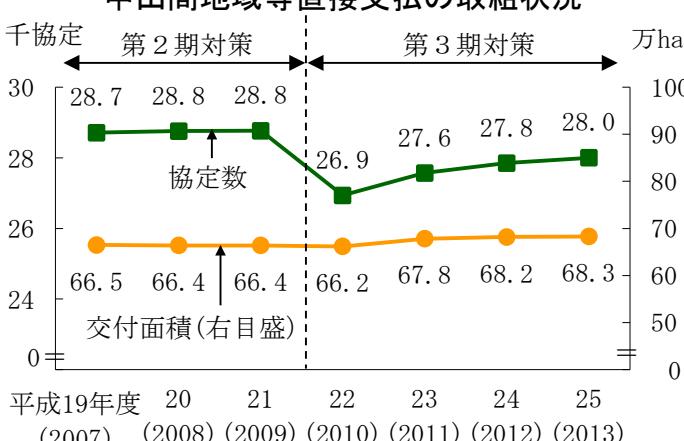
資料：農林水産省調べ

注：*都道府県と協議中のものを含む。

(3) 集落機能の維持と地域資源の保全

- 農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮や地域の活性化を図るために、農業生産活動の担い手を支えるとともに、集落機能を維持・強化することが重要。
- 「中山間地域等直接支払」により、中山間地域等の条件不利地域における農業生産活動の維持、多面的機能の確保を図るために、耕作放棄の発生防止活動や水路・農道等の管理、景観作物の作付け等様々な活動を実施。
- 「農地・水保全管理支払」により、農地・農業用水等の保全管理や農村環境の向上に資する活動(共同活動支援)、施設の長寿命化のための補修・更新等(向上活動支援)を実施。
- 「環境保全型農業直接支援対策」により、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を実施。

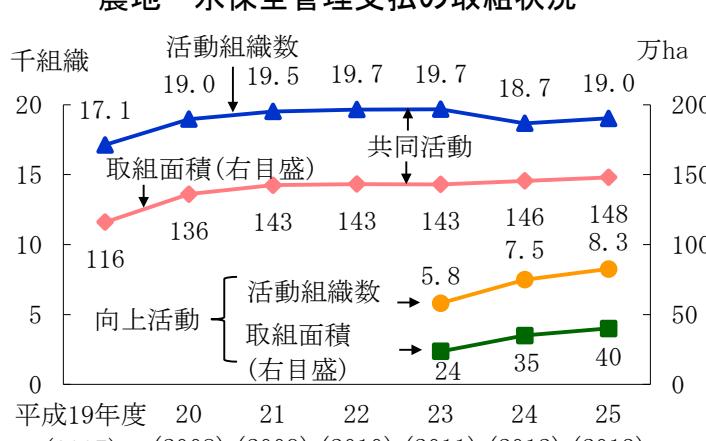
中山間地域等直接支払の取組状況



資料：農林水産省調べ

注：平成25 (2013) 年度は平成26 (2014) 年1月現在の概数値。

農地・水保全管理支払の取組状況



資料：農林水産省調べ

注：平成25 (2013) 年度は平成26 (2014) 年1月現在の概数値。

2 再生可能エネルギーの推進

- 平成25年11月に成立・公布された「農山漁村再生可能エネルギー法」の活用等により農山漁村の活性化を図るため、地域に豊富に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進。
- 地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、地産地消型の再生可能エネルギーの強化と環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を推進。

「農山漁村再生可能エネルギー法*」の枠組み

- 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、
 • 地域の関係者の相互の密接な連携の下、当該地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として行わなければならない。
 • 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るために、適切な土地利用調整が行われなければならない。

基本理念

基本方針（国）

農林漁業との調和や農林地等の適切な利用調整 等の方針

基本計画（市町村）

農林漁業と調和した再生エネ発電による農山漁村の活性化に関する方針
 • 再生エネ発電設備の整備を促進する区域
 • 農林漁業の健全な発展に資する取組 等

協議会

①市町村、②設備整備者、③農林漁業者・団体、地域住民等から構成

国・都道府県

農地法、森林法、漁港漁場整備法等の本来の許可権者が各個別法の許可基準で判断

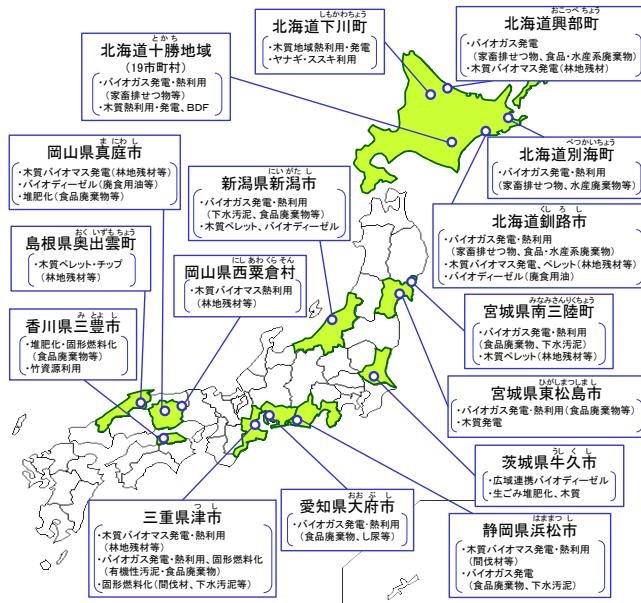
設備整備計画（設備整備者）

• 発電設備の整備の内容
 • 農林漁業の健全な発展に資する取組 等

資料：農林水産省作成

注：*正式名称は「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」

バイオマス産業都市の選定地域(平成25年度)



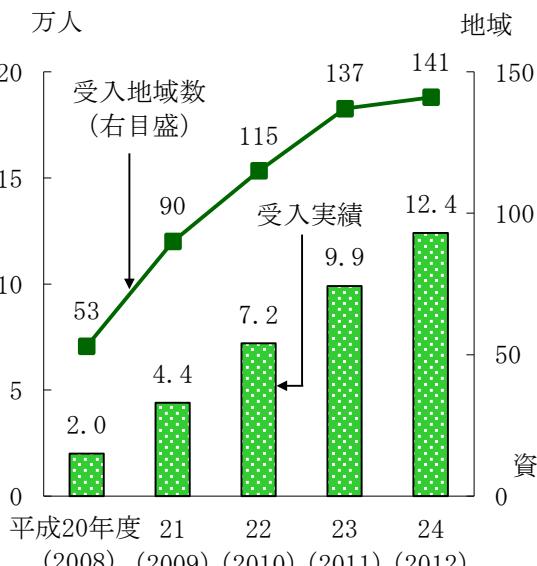
資料：農林水産省作成

3 都市と農村の共生・対流の推進

- 多様化する都市住民のニーズに応えるため、農林漁業体験等のグリーン・ツーリズムと他の観光との組合せによる新たな観光需要の開拓等を推進。
- 子供の農村体験は、農業等の実体験を通じて、食の大切さを学び、農村・農業への理解を深めるとともに、豊かな人間性・社会性を育む等、様々な教育的效果のほか、地域の活性化にも寄与。
- 農作業を行うことによる健康の維持・増進の効果等に着目し、福祉施設等において、農業と医療・福祉が連携した取組を展開。企業が特例子会社を設立して取り組む事例も増加。

子ども農山漁村交流プロジェクト

受入モデル地域数と受入実績の推移



資料：農林水産省調べ

特例子会社*による農業活動への取組事例

親会社の事業内容	A社	B社	C社	D社	E社
立地条件	住宅建設・販売	文房具製造	農業機械製造	物流	コンビューター・ネットワークシステム販売・保守
生産農作物	野菜 (ハウス、露地) (レタス、アスパラガス等)	水耕栽培 (サラダ・ほうれんそう主体)	水耕栽培 (野菜)	水耕栽培 (野菜) 菌床キノコ	(農作業請負のみ)
主な販路	流通業者 (契約販売) 卸売市場 農協	スーパー等 (契約販売)	スーパー等 (契約販売)	地方市場 荷受会社 (契約販売)	-

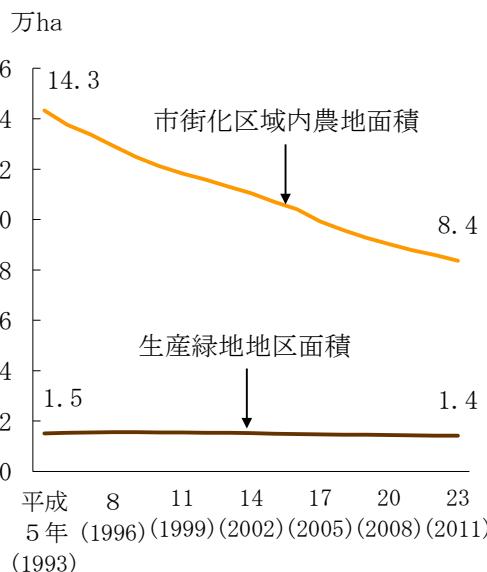
資料：農林水産政策研究所「農業分野における障害者就労と農村活性化」(平成24(2012)年10月公表)

注：*障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合は、特例としてその子会社の労働者を親会社に雇用されているものとみなす。

4 都市農業の振興

- 都市農業は新鮮な食料の供給、緑や農業体験の場の提供といった多様な役割を果たしており、近年、防災空間としての役割への期待も増加。
- 市街化区域内の農地のうち、生産緑地地区に指定された農地はおおむね保全が図られている一方、それ以外の農地は減少傾向で推移。
- 都市住民は農業体験を通じた健康増進や生きがいづくり、相互のふれあいを求めており、地元産の農産物を楽しめる施設や市民農園の整備等、「農」のある暮らしづくりに向けた取組が展開。

市街化区域内農地面積の推移



資料：総務省「固定資産の価格等の概要調書」、国土交通省「都市計画年報」

「農」のある暮らしづくりに向けた取組

高齢者を対象とした農業体験農園

東京都日野市の石坂ファームハウスでは、高齢者の心身の健康増進を目的に農業体験農園を開設。「畑の体験講座」「自然の恵みを楽しむ会（味噌・団子・こんにゃく作り等）」を開催し、身近に「農」と触れあう機会を提供、参加者がコミュニティを形成。



こんにゃく作りで三世代交流

障害者の周年雇用を目指す福祉農園

埼玉県所沢市の農業生産法人（株）風では、就労継続支援A型事業所*として障害者を雇用。都市部の有利性を活かし、電車通勤により農作業や販売に従事。障害者の周年雇用の確立のため、ハウス栽培を導入。



導入した3連棟ハウス

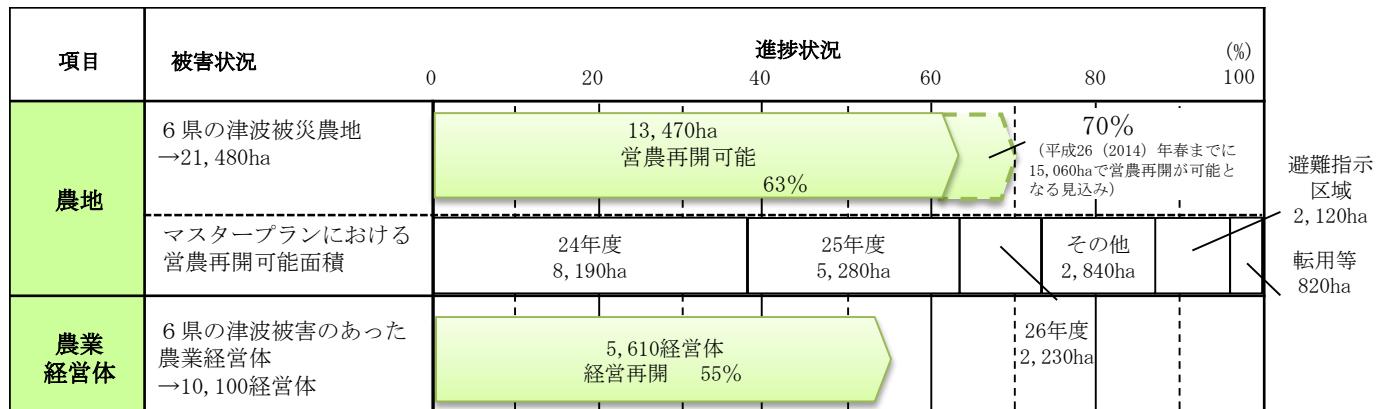
*一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づき、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う事業所。

第4章 東日本大震災からの復旧・復興

1 地震・津波による被害と復旧・復興に向けた取組

- 東日本大震災では、農林水産業全体で2兆3,841億円(うち農業関係9,049億円)の被害が発生。
- 津波被災農地21,480haについては、「農業・農村の復興マスタープラン」に基づき、平成26年度までのおおむね3年間で営農再開が可能となることを目指し、農地復旧や除塩等を実施。
- 平成25年度の作付けまでに13,470ha(63%)の農地で営農再開が可能となり、マスタープランの目標をおおむね達成。

東日本大震災からの農業の復旧状況

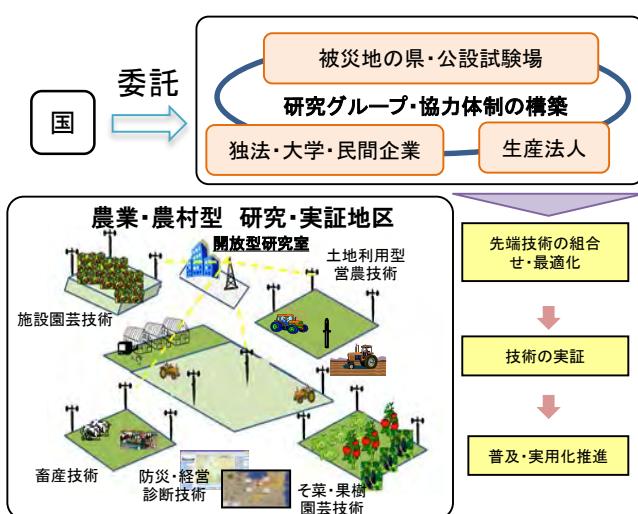


資料：農林水産省作成

- 注：1) 6県は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県。
 2) その他は、大区画化等を実施する予定の農地、まちづくりや他の復旧復興事業との調整が必要な農地等。
 3) 農地については、平成26(2014)年1月末時点、農業経営体については、平成26(2014)年2月時点。
 4) 「経営再開」した農業経営体には農地の耕起、播種等の作業又はその準備を一部でも再開した経営体を含む。

- 農林水産省は、平成23年度から宮城県において土地利用型営農技術、施設園芸技術等の実証研究に取り組み、宮城県内の被災地で再生されたいちご生産団地の一部で成果が活用されるなど着実に普及。
 平成25年度からは、岩手県と福島県に研究・実証地区の範囲を拡大し、花き栽培技術等に係る先端的な農林水産技術を駆使した大規模実証研究を産学官連携により実施。
- 福島県いわき市においては、平成25年度に、被災地でのトルコギキョウの新たな薄膜水耕システム等による周年安定生産を可能とする花き栽培技術等を実証。

先端的農業技術の大規模実証研究のスキーム



先端的農業技術の大規模実証研究の例

(福島県いわき市)



人工光閉鎖苗生産システムによる水耕栽培に適した苗生産技術の確立

新たな薄膜水耕システムによる高品質・効率生産栽培システムの開発

資料：農林水産省作成

2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響と復旧・復興に向けた取組

- 農畜産物については、放射性セシウムが基準値以下の農畜産物のみが流通するよう、生産現場における低減対策、放射性セシウム検査、出荷制限等を組合せ安全を確保。
- これらの取組の結果、放射性セシウム濃度の基準値を超過する割合は年々減少。また、出荷再開の動きも拡大。
- 農地土壤の除染は、環境省を中心とした関係省庁等の連携により取組を進行。農林水産省では、農地等の効果的・効率的な除染に向けた除染技術の研究開発等を推進。

農畜産物の放射性セシウム検査の結果の概要（17都府県）

品目	平成25年4月1日～平成25年12月31日		24年度の基準値超過率(%)	23年度の基準値超過率*1(%)
	検査点数(点)	基準値超過点数(点)		
米	1,077万	28	0.0003	0.0008
麦	591	0	0	0
豆類*2	3,018	5	0.2	1.1
野菜類	16,047	0	0	0.03
果実類	3,985	0	0	0.3
茶	427	0	0	1.5
その他地域特産物(そばを含む)	1,572	0	0	0.5
原乳	1,561	0	0	0
肉・卵(野生鳥獣肉を除く)	150,656	0	0	0.003

福島県伊達地方のあんぽ柿の加工・出荷が3年ぶりに再開

福島県伊達地方の特産品あんぽ柿は、事故後に加工の自粛を余儀なくされた。

地元関係者が再開に向けて協力し、25万本を超える柿の木を除染するとともに、あんぽ柿の加工全農家参加の下、原料柿の濃度を調査し、加工が可能なモデル地区を決定。さらに、専用の非破壊検査機器を開発・導入することで加工後の製品の安全を確保し、平成25年12月から3年ぶりに出荷を再開。



あんぽ柿の加工の様子

原料柿の濃度を調査し、加工が可能なモデル地区を決定。さらに、専用の非破壊検査機器を開発・導入することで加工後の製品の安全を確保し、平成25年12月から3年ぶりに出荷を再開。

資料：厚生労働省資料、地方公共団体資料を基に農林水産省で作成

注：1) 基準値を超えた品目・地域については、出荷制限や自粛等が行われている。

2) *1 平成24（2012）年4月施行の基準値の超過率。

*2 豆類のうち、平成25（2013）年度に検査された平成24（2012）年産の大芸については、平成24（2012）年度の結果に計上。

- 被災地を応援する取組として、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等における積極的な利用を推進。農林水産省等の食堂・売店においても被災地産食品を利用・販売。
- 原発事故に伴い多くの国・地域が日本産農林水産物・食品の輸入規制を強化。政府一体となった働きかけの結果、各国・地域で規制緩和・撤廃の動き。

「食べて応援しよう！」の取組



民間団体による「東北復興支援販売会」の開催

農林水産省内の食堂で福島県産「天のつぶ」を提供

主な輸出先国の輸入規制措置緩和・撤廃の動き

エクアドル

平成25年4月 全ての輸入規制措置を撤廃

シンガポール

平成25年4月 福島県以外の輸入規制措置を緩和

ロシア

平成25年4月 全県の輸入規制措置を緩和

ベトナム

平成25年9月 全ての輸入規制措置を撤廃

ブルネイ

平成25年10月 福島県以外の輸入規制措置を緩和

豪州

平成26年1月 全ての輸入規制措置を撤廃

EU

平成26年4月 証明書を要求する品目・対象県を全体として縮小するなどの緩和

資料：農林水産省作成

「平成26年度 食料・農業・農村施策」の構成

概説

施策の背景、施策の重点、財政措置、立法措置、税制上の措置、金融措置、政策評価

I 食料自給率・自給力の維持向上に向けた施策

- 食料自給率・自給力の維持向上に向けた取組
- 主要品目ごとの生産目標の実現に向けた施策

II 食料の安定供給の確保に関する施策

- 食の安全と消費者の信頼の確保
- 食育と地産地消等の推進
- 食品産業の持続的な発展
- 総合的な食料安全保障の確立
- 国際交渉への対応

III 農業の持続的な発展に関する施策

- 農地中間管理機構の活用等による優良農地の確保と有効利用の促進
- 多様な担い手の育成・確保
- 新たな経営所得安定対策の実施
- 競争力強化・国土強靭化に向けた農業生産基盤等の整備・保全
- 農業の高付加価値化等の推進
- 生産振興対策の実施
- 農業災害による損失の補填
- 農作業安全対策の推進
- 持続可能な農業生産を支える取組の推進

IV 農村の振興に関する施策

- 農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた対策
- 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入拡大
- 都市と農村の共生・対流
- 都市農業の振興
- 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全

V 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

- 農業・農村の本格的復興に向けた対策
- 農地等の生産基盤の復旧・整備
- 経営の継続・再建
- 東日本大震災農業生産対策交付金による生産手段の回復
- 再生可能エネルギーの導入
- 農山漁村対策
- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対策
- 東日本大震災復興交付金

VI 食料・農業・農村に横断的に関係する施策

VII 団体の再編整備等に関する施策

VIII 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項